

「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」報告書骨子(案)

－活力と創造性を生かし、「安心」を提供する枠組みづくりを目指して－

第1章 総論

1 「安心」を提供する枠組みづくりを目指して

- ・ 我が国が、高度情報通信ネットワーク社会の重点的かつ迅速な形成の推進を目的として、「IT基本法」を制定してから5年が経過した。この間、2001年1月からは、「2005年までに世界最先端のIT国家となる」ことを目指す「e-Japan 戦略」がスタートし、これを受け政府一体となって集中的な施策が講じられた結果、インフラ整備の面では、今や世界で最も高速かつ低廉なブロードバンド環境が実現した。
- ・ こうした順調なブロードバンド化の進展を踏まえ、2003年7月にはIT戦略本部においてe-Japan 戦略の見直しが行われ、戦略の重点を従来のインフラ整備から利活用促進に転換することが決定された。また、2004年12月には、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、ICTを用いて価値創発が行われる「ユビキタスネット社会」を、2010年を目途に実現すべく、総務省において「u-Japan 政策」が策定された。また、2006年1月には、IT 戦略本部において、「IT 新改革戦略」が策定された。特に、2003年以降、官民一体となってICTの利活用促進が行われた結果、非接触型ICカードを用いた電子マネーの普及や、ブログ・SNSによる情報発信の拡大等にみられるように、我が国では、インフラ整備の面のみならず、ICTの利活用の面でもさまざまな発展がみられるところである。
- ・ こうしたICT利活用の進展の結果、一方で国民生活の利便性が高まり、国民一人一人の活力や創造性を飛躍的に向上させることが可能となったが、他方でP2Pファイル交換ソフトのウィルス感染に起因する機密情報の流出など、いずれの国でもいまだ経験したことのない新たな課題にも直面することにもなっている。このような中、ユビキタスネット社会の進展がすすむ我が国の ICT 環境に関し、単にインフラの整備状況のみならず、制度的枠組みのあり方の検討状況についても各国の注目を浴びると同時に、ユビキタスネット社会に生活する一人一人の国民が安心してそのメリットを十分享受できるようにするために、迅速な課題発掘、問題解決および必要な社会的枠組みが求められている。

- ・ 今回の「ユビキタスネット社会の法制度問題検討会」では、「u-Japan 政策」で取り上げたユビキタスネット社会における「100の課題」を踏まえつつ、そのフォローアップとして新たに注視すべき課題、あるいは対応の必要性がより高まってきた課題を中心に整理し、中期的観点から目指すべき方向性について議論した。
- ・ 以下では、ユビキタスネット社会において「安心」を提供する枠組みづくりのために必要と思われる視点に触れ、続いて個別分野の課題について、検討会において議論された内容を整理する。

2 「情報」の特性を踏まえた包括的な法制度整備

- ・ 従来、インターネット等のネットワーク上の諸問題に対しては、①ネットワーク上の行為に特化した法制を創設することで対応する方法（例：不正アクセス禁止法、通信傍受法、プロバイダ責任制限法等）と、②ネットワーク上の行為外にも適用される一般法制（民法、刑法）をネットワーク上の行為にも適用可能となるよう改正することで対応する方法、の大きく2つの方向から対応がなされてきた。
- ・ これまで新たに発生してきたネットワーク上の諸課題については、これらの方法の柔軟かつ適切な使い分けにより、比較的速やかな対応がなされてきたことは評価に値する。一方、ネットワーク上の行為にその都度、個別に対応してきたため、パッチワーク的な制度整備となっていることは否めない。ユビキタスネット社会が浸透していく中で、「情報」の特性を法的に定義づけることが可能になってきているこの機会に、「情報」という切り口で既存法制の整合性を検証し、基本法で対応すべきものと個別法で対応すべきものを再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」を構築することが重要である。

【検討にあたっての視点】

①リアル社会とバーチャル社会との関係

例えば、ユビキタスネット化社会の進展にともない、人間の社会経済活動のあらゆる場面でネットワーク化の進展がみられ、電子マネーの普及に代表されるように、従来有体物を介していた行為がネットワーク上の情報流通へと転化しつつあることは否定できない。こうした状況を踏まえ、例えばオフラインの行為とネットワーク上の行為や有体物と無体物との間の原則／例外の関係を考える際には、従来とは異なる視点で検討する必要がある。

②国際的整合性の確保

ユビキタスネット社会の進展は、ある特定の国の国内に限定される現象ではなく、経済社会活動の高度化と相互依存の深化、技術開発の進展などにより、今後、国境を

越えて共有されていく社会変革といえる。そうした中、各国において社会的・文化的背景は異なり、それらを最大限尊重しつつも、例えば情報セキュリティをいかに確保するかといった課題をはじめ、各国が協力して共通の枠組みの下で取り組むことによりはじめて対応策が効果的となる課題が数多くある。したがって、ユビキタスネット社会の進展に関する各種課題の検討にあたっては、国際動向を見極め、国際的整合性を確保することが重要である。特に、各国の民法、刑法などの基本法について議論する際には、上記視点が極めて重要となる。

3 ガイドラインの活用

- ・ 一般に、新たなサービスに対する法的ルールの適用関係が不明確である場合には、①立法による明確化を図る、②判例の蓄積により徐々に明確化が図られるのを待つ、③ガイドライン等による明確化を図る、の大きく3つ対応がある。変化のスピードの極めて速い情報通信分野では、企業や利用者としては判例の蓄積を待てない場合が多く、他方、見切り発車的に新サービスの提供や利用に踏み切るにはリスクが伴う。こうした事情から、情報通信分野では、ガイドライン等によるルールの明確化への期待が他分野に比べて強く、また現にそうした明確化への取組も数多くなされてきている。
- ・ ネットワーク上の諸問題に対応するため、行政機関や民間団体等が多数のガイドラインやマーク制度を制定している。これらガイドラインやマークは、同じ「ガイドライン」「マーク」という呼称にもかかわらず、制定主体、策定プロセス、効力等は様々であり、その実態は利用者にとって必ずしも分かりやすいものになっていない。
- ・ 例えば、現行のガイドラインの中には、抽象的な法律を今日の状況にあてはめて解釈を明確にする意味のものもあれば、自主規制として作成されるものなど、その性質が異なるものが混在している。また、自主規制であっても、国際標準に従って作成されているものもあれば、国内標準にとどまるものもある。

【検討にあたっての視点】

- ・ ガイドラインの策定時においては、通常、具体的な事例の蓄積が多くはなく、その内容はある程度抽象的な規定にならざるを得ないが、当該サービスの普及・進展に並行してガイドライン運用上の問題点などをフィードバックし、規定内容を見直すプロセスを確立する必要がある。

第2章 各論

※【新】は「新たに注視すべき課題」、【高】は「対応の必要度が高まってきた課題」

1 プライバシーの保護

①デファクト標準の浸透による新たな課題 【新】

- ・ セキュリティ対策ソフトにおける定義ファイル、フィルタリングソフトにおける選別基準、著作権管理技術(DRM)における著作物の利用可能範囲、検索エンジンにおける検索対象サイトの選定基準等、特定の企業が提供する技術やサービスにおける定義や基準が、ネットワーク全体の情報流通や情報利用の態様を事実上規定するようになりつつある。
- ・ このような事実上の標準については、従来、主として特定のソフトウェア・サービスをアンバンドル化すべきである等といった競争政策の観点から議論されてきたが、利用者の観点から自由な情報流通の確保に関する議論が必要との指摘もある。

【検討にあたっての視点】

- ・ 漠然とした不安感はあるものの、具体的な問題が現時点において顕在化している訳ではないので、拙速な対応は避けるべきであり、引き続き注視していくことが適当である。

②モニタリングやトレーシングに関する問題 【高】

- ・ 街頭における犯罪防止を目的とした監視カメラによるモニタリング、電子タグによる流通過程の把握を利用した再販売価格の維持など、ITの活用によりモニタリングやトレーシングが、個人のプライバシーをはじめとする他の法益を侵害する可能性がある。
- ・ また、消費者が「電子タグ」が貼付されたままの状態の商品を利用している場合には、悪意ある者によって情報が不正に取得される可能性がある一方、リサイクルや産業廃棄物の管理の面では電子タグは継続して貼付する必要があるなど、利害が衝突する場合もありうる。
- ・ 更に、定期券、電子マネー、モバイルなどマルチアプリケーション対応で複数の情報を取り扱うICカードの利用や、同一カードへの複数事業者の乗り入れが拡大することにより、利用時に必要な範囲外の情報まで同時に取得・流通させられる可能性もある。

【検討にあたっての視点】

- ・ 発生しうる紛争を事前にできる限り防止し、円滑な経済活動の阻害とならないよう、関係する保護法益を明確にし、オープンな場での議論を通じたガイドラインを策定することで一定の行為規範を示し、紛争発生の抑制、紛争解決のスピードアップを促していくことが必要である。

③個人情報保護に関する問題【高】

- ・ 個人情報保護法の全面施行により、情報管理体制の見直しや個人情報の重要性の再認識が進む一方で、いわゆる「過剰反応」といった問題も生じている。
- ・ 「過剰反応」と呼ばれる事例には、法に対する誤解や法の硬直的運用等、過渡期の混乱というべきものも多く、法律自体に起因する問題がどれだけあるかについては、個別の事例ごとに慎重な検討が必要であるとの指摘がある。他方、真に法律自体に原因があると判断される事案については、積極的に見直しを進めるべきとの意見もある。
- ・ ユビキタスネット化社会の進展にともない、人間活動のあらゆる場面がネットワーク化されると、個人のプライバシーに関わる情報がかつてない規模でデータベース化され、個人情報保護法の制定時には予想していなかったような問題が生じる可能性がある。
- ・ また、国境を越えた情報の流通が加速する中で、個人情報保護に関する国際的な制度の整合性は個人の社会的活動及び企業の経済活動にとって、ますます重要になると予想される。

2 情報セキュリティの確保

①スパイウェア等の新たなマルウェアに関する問題【新】

- ・ 他人に何らかの被害を与える目的で設計されたソフトウェア(マルウェア)としては、従来から、ウイルスやワームが存在するが、近年では、自己増殖するウイルスやワームには該当しないが利用者に被害を与えるソフトウェアとして、スパイウェアに注目が集まっている。
- ・ もっとも、「スパイウェア」という用語の定義自体は必ずしも明確に定まっていない。また従来から問題とされてきたトロイの木馬との区別や具体的にどのようなソフトウェアがスパイウェアに該当するかの判断は、例えばアドウェアやオンライン自動サポート機能との峻別などユーザの主観に依存する部分もあり、困難を伴う。
- ・ 実際には、何がスパイウェアに該当するかは、統一した定義がないため、事実上セキュリティ対策ソフトを提供するベンダーが作成する定義ファイルによって決められている、との指摘もある。
- ・ 定義が明確化されていないことが経済活動などに萎縮効果を及ぼさないよう、必要に応じてスパイウェアの定義・範囲等について一定の整理を行うことが有用である。
- ・ 従来、マルウェアによる被害については、主に刑法の電子計算機損壊等業務妨害罪による対応がなされてきたが、マルウェア対策として実効性を高めるため、現在国会において継続審議中の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」においては、新たに「不正指令電磁的記録作成等罪」を新設することが提案されているところである。同罪は、ウイルス、ワームだけでなく広義のスパイウェアを含むマルウェア全般の作成や提供を規制するものであり、成立すればマルウェアによる被害に対する抑止効果が期待される。
- ・ 他方で、どのようなソフトウェアが同罪の「不正指令電磁的記録」に該当するかはユーザの主観に依存する部分もあり、同罪の運用次第では新たなサービスの提供に萎縮効果をもたらす可能性があるとの指摘がある。

【検討にあたっての視点】

- ・ 判例の蓄積による規範の明確化が期待されるとともに、積極的に解釈の明確化を図るため、解釈基準を策定していく必要がある。

②P2Pファイル交換ソフトに関する問題【新】

- ・ 「Winny」に代表されるP2Pファイル交換ソフトの普及は、①音楽、映画等の他人の著作物を許可なく交換することによる著作権の侵害、②通信量の増大による通信設備への過剰な負担、③P2Pファイル交換ソフトを経由したウイルス感染に起因する機密情報や個人情報の流出、といった様々な問題を引き起こす要因となっている。
- ・ 現在、①の観点からは、権利者団体及び捜査当局による民事・刑事の法的責任の追及、②の観点からは、ISPによる通信帯域の制限等の対策が行われており、③の観点からは、業務用のパソコンと私用のパソコンを分離すること等の各種対策の徹底が奨励されているところであるが、今後とも、関係機関が連携し、総合的に対策を進めていく必要がある。

【検討にあたっての視点】

- ・ P2P技術自体は幅広い応用可能性を持った有益なものであるとの指摘もあり、有益なソフトウェアの技術の開発を抑制することとならないよう留意する必要がある。

③ボットに関する問題【新】

- ・ 「ボット」の基本的機能は、ユーザが気付かないうちにPCにインストールされ、ネット上に散在する多数の感染端末が外部の者からの指令で一斉動作し、特定の対象にサイバー攻撃を仕掛けるなど、従来のスパイウェアとは機能の仕方が異なる。
- ・ ボットを含むサイバー犯罪の背景には、実行にかかるコストが安価なのに比し、リターンが大きいことがある。また、犯罪形態として、組織的な実行の傾向が強まるとともに、攻撃対象の絞り込みや攻撃を仕掛ける端末数の最適制御のように、摘発を逃れるための手段・技術が高度になりつつある。

【検討にあたっての視点】

- ・ 新たな対応策の検討においては、被害の実態把握や有効な技術的対応の可能性を見極めたうえでこれを適切に進めるとともに、利用者の啓発等を含めた総合的な対応を検討していくことが必要である。

④「情報の保護」の法制に関する問題【高】

- ・ 情報セキュリティに関する関連法制では、IT基本法で高度情報通信ネットワークにお

ける情報セキュリティについて概括的に規定しているが、必ずしも企業等の情報システムを対象としたものになっておらず、実際には個人情報保護法がプライバシー保護の観点から情報保護の「基本法」的な役割を果たしているとの指摘がある。

- ・ 他方、金融商品取引法、不動産登記法、電子署名法、住民基本台帳法等の個別の法律においては、それぞれの立法目的に応じて多面的、多目的に取り扱う情報の保護のあり方についての規定がある。国の機密情報の取扱い、企業の財務諸表の改ざん防止など、「情報の保護」が必要となる場面は個人情報に限らず多様であり、保護されるべき利益も一律ではない。

【検討にあたっての視点】

- ・ 今後、ユビキタスネット社会が進展していく中で、さらに様々な「情報の保護」が必要となる場面が発生してくる可能性がある。これを踏まえれば、「情報の保護」という観点から、統合的な制度的枠組みについて、上記のような多様性等も踏まえつつ必要に応じてさらに議論を進めていくことが適当である。

3 電子商取引環境の整備

①利用者の同意に関する問題 【新】

- ・ オンライン通販やコンテンツ利用等のシステムにおいて、利用者に免責事項等への承認や同意を求める処理がより複雑・高度になる一方で、同意内容を記す契約約款等について利用者の理解が十分でなく、適切なインフォームドコンセントが得られているとは言えない状況である。このため、安易なクリックによる同意をめぐるトラブルの増加が懸念される。
- ・ また、証券会社の担当者の株発注システムへの入力ミスにより、一定の数量を超える株の異常注文が発生した問題においても、システム上で再三の警告が発せられたにもかかわらず、担当者が警告を無視し、異常注文に気が付かなかったことが被害を大きくしたと指摘されている。このように、システム側の求める処理プロセスが人間の情報処理能力を上回り、現行のシステムのチェックにだけ依存していると、「同意」の希薄化が生じることで法的安定性が影響されるおそれがある。
- ・ 現在、ソフトのダウンロードや個人情報の提供をはじめ、ネット利用の各種場面において利用者の同意が求められることが急増しており、ネット上のサービスを享受する前提として「利用者の同意」が不可欠の要素となりつつある。この背景には、とにかく利用者に情報を提供し、形式的に利用者の同意を得ればよいとする傾向が伺える。

【検討にあたっての視点】

- ・ こうした状況に鑑みれば、円滑な取引の確保に留意しつつ、ネット利用者の同意を得るにあたっては、その情報処理能力の限界を踏まえ、利用者の処理能力や認知レベルといった側面も考慮した議論が必要である。

4 知的財産権への対処

①著作権に関する問題

- ・ ユビキタスネット社会は、様々なコンテンツが制作され、人々の求めに応じて容易に利用することを実現しうる社会である。
- ・ 一方、コンテンツは多数の権利者が関与して制作されることも多いところ、現状においても、権利者の所在が不明なため、コンテンツの二次利用が進まないといった問題が生じている。
- ・ また、「一億総クリエイター、総ユーザ」の社会でもあり、創作者があらかじめ他者の利用や改変を容認することや、こうしたコンテンツをベースとした新たな著作物が次々と生み出されるといったサイクルが想定され、現にこうした時代に対応したクリエイティブコモンズのような新たな動きも登場している。
- ・ こうしたユビキタスネット社会を見据え、新たな時代に相応しい著作権制度について議論することが求められている。

5 サイバー対応の制度・慣行の整備

①法的情報分野におけるICTの利活用に関する問題 【新】

- ・ 法令や裁判例、国会会議録等の法的情報に対して自由にアクセスできることは、国民が民主的討論や司法手続に主体的に参加するための不可欠の前提である。ICTの利活用は、こうした法的情報へのアクセスを容易にするものである。
- ・ これまでも、法的情報のICT化については、関係機関において様々な取組が行われており、一定の成果が上がっている。例えば、国の法令については総務省の「法令データ提供システム」において、国会会議録については国立国会図書館の「国会会議録検索システム」において、それぞれインターネット上で提供されており、また、裁判例につ

いても、部分的にはあるが、最高裁判所のホームページにおいて公開されている。

- ・ しかしながら、たとえ法令をネット上で公開したとしても、手続上は一部改正の繰り返しにより改正経緯がわかりにくくなってしまふ等の問題がある。また、裁判例の公開についても、公開されている裁判例の数や種類が十分でなく、検索システム等の使い勝手が必ずしも利用者の視点に立ったものとなっていない等の指摘がある。
- ・ さらに、現在の法令情報は、立案→審議→公布→公開→改廃といった各段階において異なる機関が異なるフォーマットで管理しており、重複コストや業務の非効率が生じているとの指摘がある。また、利用者の視点から見た場合、法的情報は立法、司法、行政の三権について一元的に提供されることが理想であるが、そのような連携はほとんどなされていないのが現状である。

【検討にあたっての視点】

- ・ 今後、国全体の取組として、既存システムの改善・拡充を行いつつ、法的情報に関する標準化等を推進していく必要がある。

(参考)「100の課題」からの書きぶりの変更例(案)

現行	修正案
【1. プライバシーの保護】 3)ウェブサイト等を利用した顧客情報の取得への対応 ウェブサイトの閲覧状況を把握する「クッキー」、個人のパソコンに密かに送られる「スパイウェア」、金融機関等の正規ウェブサイトを装い、クレジットカード番号などを搾取する「フィッシング」等により、ネット利用者の個人情報が、本人の知らないうちに収集されるおそれがあり、プライバシー保護等のあり方が問題となる。	【1. プライバシーの保護】 3)ウェブサイト等を利用した顧客情報の取得への対応 ……(中略)クレジットカード番号などを搾取する「フィッシング」、<u>パソコン内の情報を勝手に外部に送信するウイルス感染等</u>により、ネット利用者の個人情報が、……
【1. プライバシーの保護】 10)電子タグの利用ルールのあり方 物流・食・医療・環境等多様な分野での利活用が期待されている電子タグの導入に伴い、消費者がその意に反して嗜好や行動履歴等さまざまな個人情報を取得されるおそれがあり、電子タグの利用ルールのあり方が問題となる。	【1. プライバシーの保護】 10)電子タグ等の利用ルールのあり方 ……(中略)電子タグの利用ルールのあり方が問題となる。<u>同様な問題は、街頭などの公共空間への監視カメラの導入にも当てはまる。</u>
【2. 情報セキュリティの確保】 12)コンピュータウイルスへの対応 ネットワークを介して感染し、データ破壊等の被害を及ぼすウイルス等は、新種が次々に発生することや、ブロードバンドの常時接続化により被害が瞬時に大規模に拡大しやすい等の特徴があるため、適切な対応をする必要がある。	【2. 情報セキュリティの確保】 12)コンピュータウイルスへの対応 ……(中略)適切な対応をする必要がある。<u>また昨今では、ユーザが気付かないうちにインストールされ、ネット上に散在する多数の感染端末が外部の者からの指令で一斉動作し、特定の対象にサイバー攻撃を仕掛ける「ボットの問題」や、法律上の定義が曖昧で正常に使用されるプログラムとの峻別が困難である「スパイウェアの問題」への対応が急がれる。</u>
【3. 電子商取引環境の整備】 25)利用者の知識や経験の不足 インターネット通販やオークション、匿名掲示板等に関わるトラブルの急増や複雑多様	【3. 電子商取引環境の整備】 25)利用者の知識や経験の不足 ……(中略)追いつかないという問題が発生している。<u>さらに、このようなサービスを利</u>

化に伴い、消費者相談窓口の業務が追いつかないという問題が発生している。	用するにあたって、消費者に免責事項等への承認や同意を求める処理がより複雑・高度になり、消費者の対応能力がこれに追いついていないことが、トラブルの増加に一層拍車をかけるおそれがある。
【3. 電子商取引環境の整備】 23) ネットを利用した悪質商法への対応 利用した覚えのない有料サイト等の代金の支払いを突然聞いたこともない業者から不正に請求される架空請求、インターネット・オークションにおける架空の出品や偽物販売等の詐欺、ネットを利用したマルチ商法等による詐欺事件などへの対策を行う必要がある。	【3. 電子商取引環境の整備】 23) ネットを利用した悪質商法への対応 ……(中略)詐欺事件などへの対策を行う必要がある。特に、 <u>オンライン通販やインターネット・オークションによる取引では、出品者の匿名性を踏まえて検討する必要がある。</u>
【4. 違法・有害コンテンツ、迷惑通信への対応】 新) 発信者の匿名性に関する対応	<u>発信者の匿名性への制度的対応については、電子掲示板の管理者等による自主的な取組によつては違法・有害情報への対応が十分になされず、その原因が発信者の匿名性の存在にあると認められる場合に限って、真に問題となっている匿名性の種類を見極めた上で、技術的な対応可能性や実効性、匿名での表現の自由、通信の秘密との関係等を十分に考慮に入れつつ、慎重に対応を検討することが適当である。</u>
【5. 知的財産権への対処】 45) コンテンツの二次利用不足の解消 テレビ番組をはじめとして、コンテンツの二次利用やマルチユースに関する仕組みが十分整備されておらず、二次利用ビジネス環境の整備とそのための制度・条件整備が必要である。	【5. 知的財産権への対処】 45) コンテンツの二次利用の円滑化 テレビ番組をはじめとして、コンテンツの二次利用やマルチユースに関する仕組みが十分整備されておらず、 <u>コンテンツの創作及び二次利用を含む流通を円滑にするための制度・条件整備が必要である。</u>
【10. サイバー対応の制度・慣行の整備】 93) 電子政府の利便性の向上 電子政府化は進展しているものの、電子調達時のデータ形式や規格が統一されていないこと、添付書類は別途郵送や持参する必要があることなど、電子申請化が不完全なことに起因する不便を解消する必要がある。	【10. サイバー対応の制度・慣行の整備】 93) 電子政府の利便性の向上 <u>行政手続オンライン三法の施行をはじめとして、電子政府化は進展しているものの、必ずしも利用者の視点に立ったものとなっていないため、本人確認方法の簡素化や添付書類の電子化等を促進したり、政府調達手続</u>

	<u>の電子化を推進する中で、電子政府のさらなる展開に向けて取り組んでいく必要がある。</u>
96) 司法におけるICTの利活用 地方の中には弁護士が少ない地域もあり、裁判や弁護士相談、判例検索等の司法サービスを遠隔から ICT を活用して利用することへのニーズは高いが、司法分野における ICT の利活用は全体的に遅れており、e-Japan 戦略における目標設定もなされていない状況にある。	96) 司法・立法におけるICTの利活用 <u>裁判官による電子メール利用やWebサイト閲覧が制約されている司法分野や、立法に関わる当事者間で文書の電子化フォーマットが共通化されない立法分野ではICTの利活用が遅れており、重複コストや業務非効率が生じている。</u>
97) 医療におけるICTの利活用の促進 医師や病院が少ない地域においては、医療サービスを遠隔からICTを活用して利用することへのニーズは高く、本格的な遠隔医療を可能とする制度整備を進展させる必要がある。また、医療サービスの高度化や効率化につながる電子カルテやレセプトの整備を促進する必要がある。	97) 医療におけるICTの利活用の促進 ・・・(略)。また、医療サービスの高度化や効率化につながる電子カルテやレセプトの電子化を促進するとともに、必要な標準化の促進や人材育成などを進める必要がある。
【新】中小企業におけるリスク管理	<u>中小規模のIT企業の多くはリスク管理が脆弱であり、倒産や大規模災害等にともない、サービスが停止したり事業が立ち行かなくなったりした結果、ユーザ情報の漏洩事件等が生じた場合でもユーザに対して十分なケアができないおそれがある。このような場合も含めたユーザ情報の保護のあり方について検討する必要がある。</u>
【新】移動体端末におけるセキュリティの確保	<u>移動体端末が高機能化し、利用者の個人情報等が端末に蓄積されるのにともない、データ漏洩等が発生した場合の被害も増大してくるため、移動体端末におけるセキュリティの確保に留意する必要がある。</u>
【新】ガイドラインの活用	<u>現実には、関連する法律や様々なガイドラインが散在していることで、どのようなガイドラインが存在するかよく知らないままビジネスを行うことも多く、分野横断的にガイドライン全体を俯瞰し、ガイドライン相互の整合性や位置付けを点</u>

	<u>検する仕組みが求められる。</u>
--	----------------------